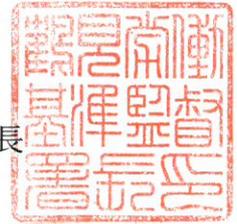


令和 2 年 5 月 19 日

別記の関係団体の長 殿

鶴見労働基準監督署長



令和 2 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、労働基準行政の運営につきまして格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、これまで厚生労働省では、職場における熱中症予防対策として、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策を始めとして、毎年重点事項を示し、その予防対策に取り組んできたところであり、特に平成 29 年からは、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、各防災団体などと連携して熱中症の予防対策の実施を呼び掛けて参りました。

本年においても、別添の令和 2 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱に基づき、同キャンペーンを実施していきますので、貴会におかれても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただくとともに、各事業場において確実な取組が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、事業場等への周知に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、引き続き、「3つの密」を避けるなどの対応をお願いいたします。

【2019 年の神奈川労働局管内等の熱中症発生状況の概要】（資料 1～3 参照）

- ▶ 2019 年の神奈川労働局の職場における熱中症の発生状況をみると、休業 4 日以上の死傷者数は 51 人であり、このうち死亡者数は 1 人となっています（鶴見労働基準監督署管内では休業 4 以上の死傷者数は 3 人（死亡者数 0 人））。
- ▶ この死傷者数 51 人を業種別にみると、建設業、製造業の順で多く、この二つの業種で死傷者数の半数を占めている状況となっています。
- ▶ 製造業においては、屋内作業において多く発生しており、これは全国と同様の状況となっています。
- ▶ 死傷者数の多い建設業、製造業、運送業、警備業での熱中症の発生状況をみると、WBGT 値（暑さ指数）の把握がなされていなかったり、WBGT 値基準値に応じた措置が講じられていなかったという事例、被災者の発見や救急搬送が遅れた事例、事業場における健康管理が適切に実施されていなかった事例などが散見されます。

鶴見労働基準監督署

横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18

TEL 045-279-5486

担当 第二方面

関、^{もくの} 奎野

別添

令和2年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場において熱中症が発生しており、重篤化して死亡災害となる事例も絶えない状況にあることから、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策を基本とし、各事業場で取り組んできたところである。また、昨年実施した「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においては、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（1月15日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上の死傷者数790人、うち死亡者数は26人となっており、業種別にみると、死傷者数において製造業が最も多く、過去10年で初めて建設業を上回った。製造業における災害は屋内作業におけるものが多くなっている。また、死亡者数は建設業、製造業、警備業で多く、屋外作業において、WBGT値（暑さ指数）を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例、被災者の救急搬送が遅れた事例、事業場における健康管理が適切に実施されていなかった事例等が含まれていた。

本キャンペーンにおいては、すべての職場において基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、熱中症の初期症状を早期に把握し、重篤化や死亡に至ることがないよう、期間中、事業者がWBGT値を把握してそれに応じた適切な対策を講じ、緊急時の対応体制の整備を図るなど、重点的な対策の徹底を図る。

2 期間

令和2年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和2年4月を準備期間とし、令和2年7月を重点取組期間とする。

3 主催

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援（予定）

関係省庁

6 主催者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主催者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

ア 熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成、配布

イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設

(ア) 災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介（チェックリストを含む）

(イ) 熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内

ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進

エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

(2) 各労働災害防止協会等の実施事項

ア 会員事業場等への周知啓発

イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助

ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援

エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

(1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たしたWBGT値測定器の普及促進

(2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場における重点実施事項

期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。

(1) 準備期間中

WBGT値の把握の準備（10の（1）のア）

作業計画の策定等（10の（1）のイ）

緊急事態の措置（10の（1）のク）

(2) キャンペーン期間中

WBGT値の把握と評価（10の（2）のアからイまで）

作業環境管理（10の（2）のウ）

作業管理 (10 の (2) の工)
健康管理 (10 の (2) のオ)

(3) 重点取組期間中

作業環境管理、作業管理、異常時の措置 (10 の (3) のア、イ及びオ)

10 各事業場における詳細な実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 値測定器を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、WBGT 値が正常に測定されない場合がある。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、新規入職者や休み明け労働者等に対する熱順化プログラム、WBGT 値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値 (別紙表 1) を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項を含める必要がある。

また、熱中症の症状を呈して倒れた場合等を想定したリスクアセスメントに基づく措置も考慮すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

工 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することができる場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、WBGT 値の補正 (別紙表 2) の必要性を考慮すること。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表 3 及び別紙表 4 に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省ホームページに公表されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」及び熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等、環境省熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツ及び救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者を中心としたり、10 の (1) から (3) までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記の教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者の中から、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、10 の (2) のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急事態の措置

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

(2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値の把握

WBGT 値の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 値測定器による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な WBGT 値を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した WBGT 値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炬等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な WBGT 値の参照:

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール:

建設業労働災害防止協会ホームページ

http://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ WBGT 値の評価

WBGT 値 (実測又は作業場所に合わせて補正したもの) は、別紙表 1 の WBGT 基準値 (別紙表 2 により衣類の補正をしたもの) に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場

合には、WBGT 値の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

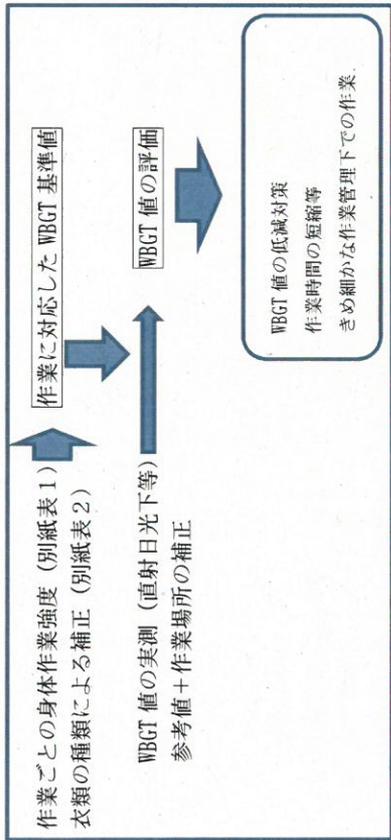


図 WBGT 値の評価と評価結果に基づき措置

ウ 作業環境管理

- (ア) WBGT 値の低減等
 - 10 の (1) のウで検討した WBGT 値の低減対策を行う。
- (イ) 休憩場所の整備等
 - 10 の (1) のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等、身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。

エ 作業管理

- (ア) 作業時間の短縮等
 - 10 の (1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。測定した WBGT 値が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。
 - ① 単独作業を控え、10 の (1) のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
 - ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。
- (イ) 熱への順化

熱への順化の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することから、7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると 4 日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

熱への順化ができていない場合には、特に 10 の (2) のエの (ア) に留意の上、作業を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるため留意する。

(エ) 服装等

10 の (1) のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

オ 健康管理

- (ア) 健康診断結果に基づく対応等
 - 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。
 - ① 糖尿病、② 高血圧症、③ 心疾患、④ 腎不全、⑤ 精神・神経関係の疾患、⑥ 広範囲の皮膚疾患、⑦ 感冒等、⑧ 下痢等
- (イ) 日常の健康管理等

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えることについて指導を行うとともに、当日の作業開始前には、労働者に対し、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行い、必要に応じて作業の配置換え等を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

(ウ) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認する。作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

カ 労働衛生教育

10の(1)のカの教育研修については、期間中、なるべく早期に機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても、明らかに熱中症の症状を呈している場合は、病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、全身をタオルやスプレー等で濡らして送風したり、あおいで体表面からの水分蒸発を促進すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

(ア) 作業に応じて、適用すべきWBGT基準値を決定し、併せて衣類に関しWBGT値に加えるべき補正値の有無を確認すること。

(イ) 10の(2)のウの(ア)のWBGT値の低減対策の実施状況を確認すること。

(ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の熱への順化の状況を確認すること。

(エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調を確認すること。

(オ) 作業場所のWBGT値の把握と結果の評価を行うこと。

評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。

(カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

10の(2)のウの(ア)のWBGT値の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激なWBGT値の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の熱への順化ができていないことから、WBGT値に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT 基準値		
		熱に順化している人 °C	熱に順化していない人 °C	熱に順化していない人 °C
0 安静 1 低代謝率	<ul style="list-style-type: none"> ◆安静 ◆楽な座位 ◆軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ◆手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け) ◆腕と脚の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスリッパやペダルの操作) ◆立位 ◆ドリル(小さい部分) ◆フライス盤(小さい部分) ◆コイル巻き ◆小さい電気巻き ◆小さい力の道具の機構 ◆ちょっととした歩き(速さ 3.5km/h) 	33	32	32
2 中程度代謝率	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土) ◆腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両) ◆腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中ぐらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草刈り、果物や野菜を摘む) ◆軽量の荷車や手押し車を押し引いたりする ◆3.5~5.5km/hの速さで歩く ◆鍛造 	28	26	26
3 高代謝率	<ul style="list-style-type: none"> ◆強度の腕と胴体の作業 ◆重い材料を運ぶ ◆シャベルを使う ◆大ハンマー作業 ◆のこぎりをひく ◆硬い木にかなをかけたりのみで彫る ◆草刈り ◆走る ◆5.5~7km/hの速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押し引いたりする ◆積物を削る ◆コンクリートブロックを積む 	25	22	23
4 極高代謝率	<ul style="list-style-type: none"> ◆最大速度の速さでも激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7km/hより速く歩く 	23	18	20

注 1 日本産業規格 Z 8504(人間工学-WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価-暑熱環境)附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」をいう。

注 3 (参考) 休憩時間の目安 ※: 熱順化した作業者において、WBGT 基準値 ~ 1 °C 程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2 °C 程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3 °C 程度超過していない作業者においては、45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。熱順化していない作業者においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。
 ※ 身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。
 (出典) 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値 (TLV) を元に算出。

表 2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき補正値

衣類の種類	WBGT 値に加えるべき補正値 (°C)
作業服(長袖シャツとズボン)	0
布(織物)製つなぎ服	0
二層の布(織物)製服	3
SMS ポリプロピレン製つなぎ服	0.5
ポリオレフィン布製つなぎ服	1
限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服	11

注 補正値は、一般にレベル A と呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用してはならない。また、重ね着の場合に、個々の補正値を加えて全体の補正値とすることはできない。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項	範囲	時間
(1) 熱中症の症状 ¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症の概要 職場における熱中症の特徴 体温の調節 体液の調節 熱中症が発生する仕組みと症状 WBGT 値 (意味、WBGT 基準値に基づく評価) 作業環境管理 (WBGT 値の低減、休憩場所の整備等) 作業管理 (作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等) 健康管理 (健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等) 労働衛生教育 (労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法) 熱中症予防対策事例 	30分
(2) 熱中症の予防方法 ¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡網の作成及び周知 緊急時の救急措置 熱中症の災害事例 	15分
(3) 緊急時の救急処置		15分
(4) 熱中症の事例		15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育 (雇入れ時又は新規入場時)

事項	範囲
(1) 熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症の概要 職場における熱中症の特徴 体温の調節 体液の調節 熱中症が発生する仕組みと症状 WBGT 値の意味 現場での熱中症予防活動 (熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等)
(2) 熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の救急処置 熱中症の災害事例
(3) 緊急時の救急処置	
(4) 熱中症の事例	

資料 1

職場における熱中症による死傷災害（休業4日以上）の発生状況

＜神奈川県労働局管内：2019年1月～12月＞

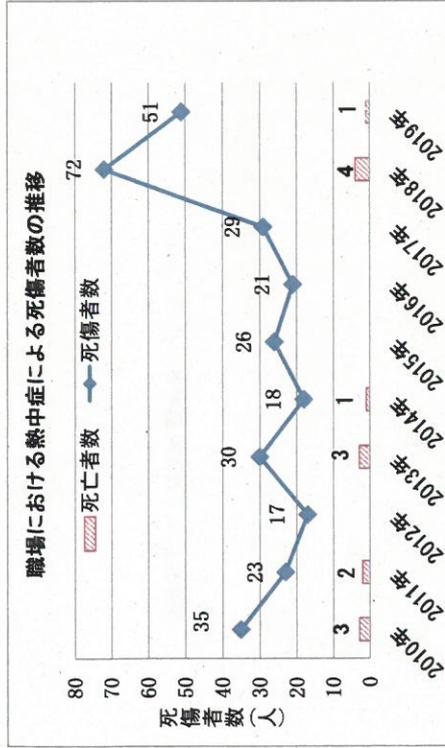
1 熱中症による死傷者数の推移

過去10年間の熱中症による死亡者及び休業4日以上の業務上疾病者数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、以下のとおりである。2019年は51人で、うち死亡者1人であった。

職場における熱中症による死傷者数の推移（人）

年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
死傷者数	35	23	17	30	18	26	21	29	72	51
() 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。	(3)	(2)	(0)	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)	(4)	(1)

職場における熱中症による死傷者数の推移



※死亡者数は死傷者数の内数である。

2 業種別発生状況

業種別の熱中症の死傷者数をみると、これまで熱中症が多いとされた建設業、製造業、警備業、運送業に限らず、サービス業関係の業種でも発生している。

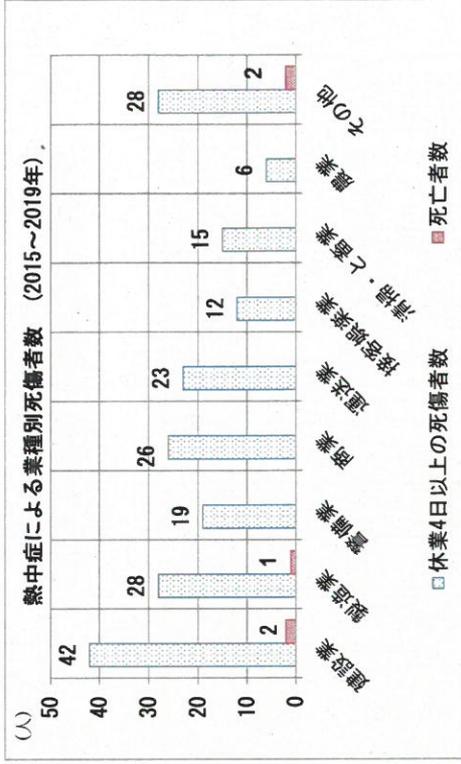
建設現場などの屋外作業と、工場内、工場以外の屋内、自動車内といった屋内作業を比較すると、発生したときの作業場所はほぼ半数ずつであった。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（人）

業種	建設業	製造業	警備業	商業	運送業	接客業 娯楽業	清掃・ と畜業	農業・ 水産業	その他	計
2015年	5 (0)	2 (0)	5 (0)	3 (0)	4 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	3 (0)	26 (0)
2016年	5 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	21 (0)
2017年	12 (0)	4 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	5 (0)	29 (0)
2018年	8 (1)	11 (1)	8 (0)	14 (0)	7 (0)	7 (0)	4 (0)	2 (0)	11 (2)	72 (4)
2019年	12 (1)	8 (0)	3 (0)	5 (0)	6 (0)	2 (0)	5 (0)	2 (0)	8 (0)	51 (1)
計	42 (2)	28 (1)	19 (0)	26 (0)	23 (0)	12 (0)	15 (0)	6 (0)	28 (2)	199 (5)

※()内は死亡者数で内数である。

熱中症による業種別死傷者数（2015～2019年）



※死亡者数は死傷者数の内数である。

3 月・時間帯別発生状況

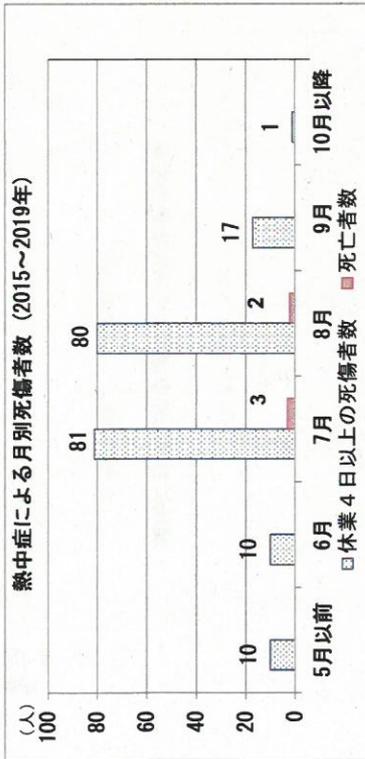
(1) 月別発生状況

月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の80.9%が7月及び8月に発生している。下表の5月以前は1月から5月まで、10月以降は10月から12月までとした。

熱中症による死傷者数の月別の状況 (2015～2019年)

	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降
2015年	0 (0)	0 (0)	10 (0)	12 (0)	4 (0)	0 (0)
2016年	1 (0)	1 (0)	9 (0)	7 (0)	3 (0)	0 (0)
2017年	3 (0)	1 (0)	11 (0)	14 (0)	0 (0)	0 (0)
2018年	2 (0)	6 (0)	36 (3)	23 (1)	4 (0)	1 (0)
2019年	4 (0)	2 (0)	15 (0)	24 (1)	6 (0)	0 (0)
計	10 (0)	10 (0)	81 (3)	80 (2)	17 (0)	1 (0)

※()内は死者数で内数である。



※死者数は死傷者数の内数である。

(2) 時間帯別発生状況

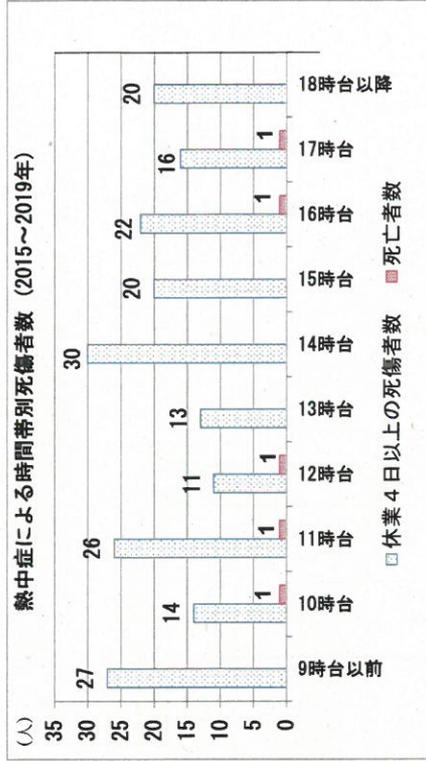
9時台以前は0時台から9時台まで、18時台以降は18時台から23時台までとした。

時間帯別では、11時台、14～16時台に死傷者数の発生が多くなっている。また、始業前、終業後と思われる9時台以前、18時台以降の発生も認められる。体調の不良を長時間放置することは熱中症を重症化させる危険があると云える。

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況 (2015～2019年)

	9時以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時以降	計
2015年	6 (0)	0 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	26 (0)
2016年	3 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	5 (0)	4 (0)	1 (0)	2 (0)	21 (0)
2017年	2 (0)	3 (0)	6 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	4 (0)	2 (0)	3 (0)	5 (0)	29 (0)
2018年	7 (0)	8 (1)	7 (1)	7 (1)	6 (0)	8 (0)	6 (0)	10 (1)	5 (0)	8 (0)	72 (4)
2019年	9 (0)	3 (0)	8 (0)	0 (0)	4 (0)	13 (0)	4 (0)	3 (0)	5 (1)	2 (0)	51 (1)
計	27 (0)	14 (1)	26 (1)	11 (1)	13 (0)	30 (0)	20 (0)	22 (1)	16 (1)	20 (0)	199 (5)

※()内は死者数で内数である。



※死者数は死傷者数の内数である。

資料 2

令和元年の熱中症による労働災害について

1. 対象とした労働災害

神奈川県労働局管内の労働基準監督署において把握した、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの熱中症による労働災害で、

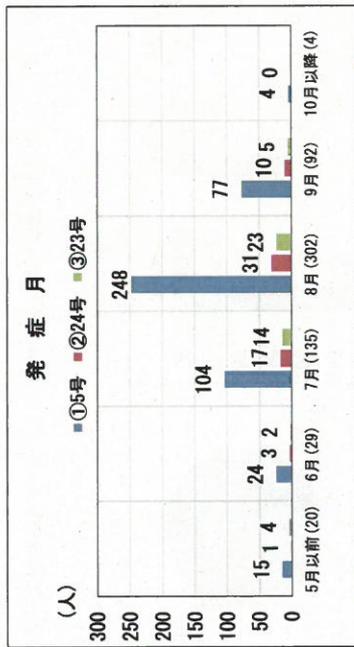
- ①休業なしで療養（療養の給付請求書：様式第 5 号）
- ②休業 4 日未満（労働者死傷病報告：様式第 24 号）
- ③休業 4 日以上（労働者死傷病報告：様式第 23 号）

の事案を対象とした。なお、事案によっては、休業を伴った被災者が様式第 5 号による療養の請求を行っているので、重複した場合は労働者死傷病報告の情報によった。

熱中症による労働災害の件数は、①472 件、②62 件、③48 件である。①の中で一人親方の事例については、仕事の内容は労働者と変わらない実態があることから本件の対象に含めている。

2. 熱中症発症の時期等

令和元年は、「8 月」の発症が圧倒的に多く 302 件で、「7 月」の 135 件の 2 倍以上であった。平成 30 年は休業 4 日以上に限っても 7 月の件数が最多であり、その年の気温上昇の時期や期間が熱中症の発症に影響している。（グラフ 11）

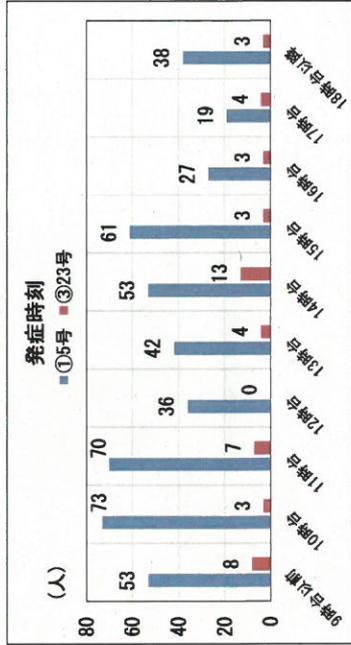


【グラフ 11】

被災者が熱中症を発症した時間帯は、②において把握することができないため、①及び③の情報だけになる。全体として見ると、午前中の「10 時台」、「11 時台」に発症している者が比較的多い。前日あるいは当日の就業前から既に体調が良くない者も含まれると想定され、当日の個人ごとの体調の把握について、事業場においては担当者、一人になる場合も本人の自己管理を徹底することが重要である。

熱中症として重症と考えられる③について見ると、「14 時台」が多いことから全体の傾向よりも午後の発症が若干多くなっている。しかし午前中も一定数の発症が見られ、

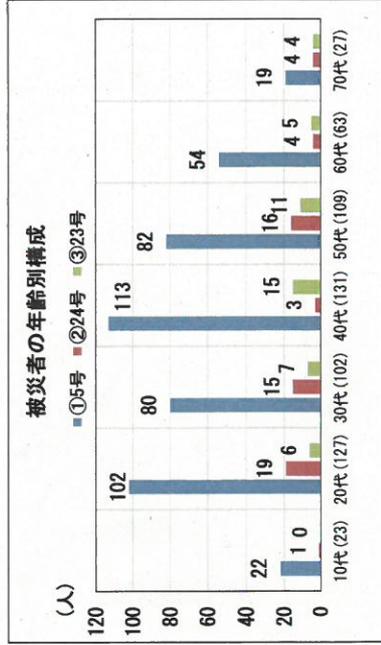
各労働者ごとの健康管理や当日の体調把握が求められることに変わりはない。（グラフ 21）なお、③においては、被災者の状況に周囲が気付かず発見が遅れた事案、休憩を取りながら就労を続けて被災者本人が長時間我慢していたと思われる事案が、48 件中少長時間（翌日以降に持ち越すケースもあり。）放置した結果と思われる事案が、48 件中少なくともとも 15 件について認められた。一方、①においては、発生状況の記載が簡潔でありたり断片的なものも多いが、体調不良のまま長時間経過したと思われる事案はあまり見当たらない。



【グラフ 21】

3. 被災者について

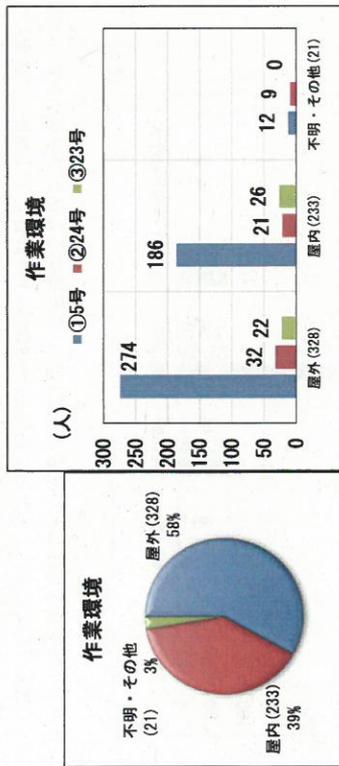
被災者の年齢を見ると、「40 代」が最多で 131 人、続いて「20 代」が 127 人、「50 代」109 人、「30 代」102 人である。熱中症は高齢者だけでなく、若年の労働者にも多く発生している。しかし、重症化という観点から見ると、40 代以上では③の人数が増える傾向が見られる。（グラフ 31）



【グラフ 31】

4. 作業環境について

熱中症を発症した時の環境が「屋外」は328人、「屋内」は233人と、「屋外」が約6割、「屋内」が約4割となっている。「不明・その他」は、作業場所や作業内容の記載がないもの、熱中症が帰宅後に判明したり、屋外作業の後、時間を経過して屋内で発症した事案など、判断がつかないものを分類した。(【グラフ4】)



【グラフ4】

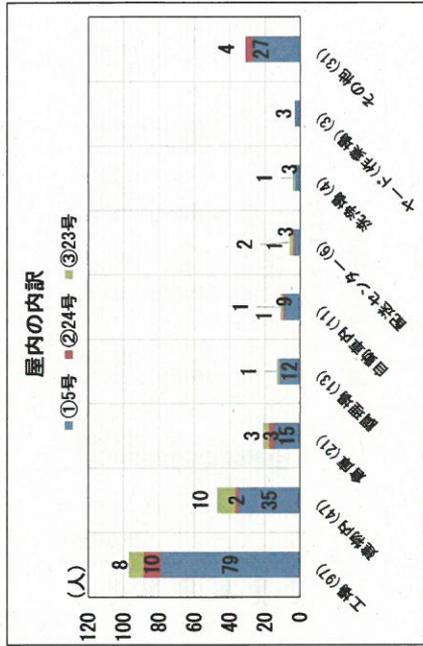
【グラフ5】

休業災害との関連を見ると、①、②では屋外、屋内の割合はほぼ同じであるが、③においては若干、屋内が多くなる。屋外作業に比較して屋内作業では、熱中症対策が十分とは言えないことを示唆するものと考えられる。(【グラフ5】)

屋内の作業場所のうち最多は「工場」の97件で、次に多いものは「建物内」の47件である。工場内の作業はダイカスト、溶接、加硫、加硫、炉内搬送、クリーニングなど高温の作業場所で行うもの、組立、梱包、検査など温度以外の環境・管理的要因が考えられるものなど、多岐にわたっている。

建物内の発症は、事務所、店舗、居室など高温の環境とは無縁に思われる場所が少なくない。しかし、個別の事案を見ると、事務所の中でも倉庫や階段室、店舗のパッケージード、飲食店の接客中のホールや屋外販売窓口、設備据付や営業による訪問先など、温度や湿度などの調節が困難な環境において発症している。

「工場」と「建物内」で、屋内の熱中症の6割以上が発症しており、また、③の48件のうち18件(37.5%)がこのいずれれから発生している。屋内においても熱中症の危険は存在し、重症化するおそれがあると言える。(【グラフ6】)

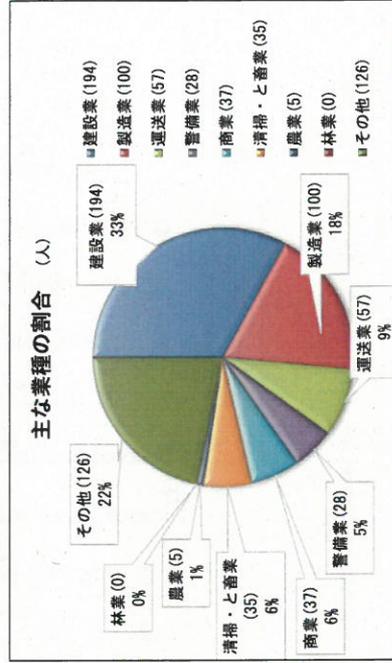


【グラフ6】

5. 被災者が所属する事業場の業種について

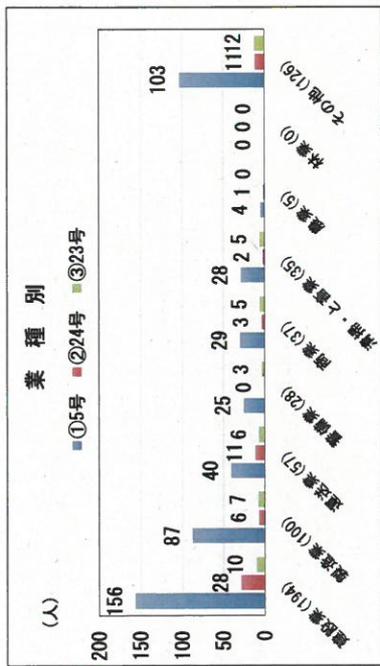
最多は「建設業」(33%)、次に「製造業」(18%)で、この2業種で半数を占める。次いで多いのは「運送業」、「商業」、「清掃・と畜業」、「警備業」である。「清掃・と畜業」は産業廃棄物処理業の事業場で多く発生している。

「農業」、「林業」を挙げたのは、本省が発表した発生状況の業種分類に合わせたことによる。「その他」で多いものは接客娯楽業(5.2%)、派遣業(3.8%)、貨物取扱業(2.6%)で、水産業も2件発生している。(【グラフ7】)



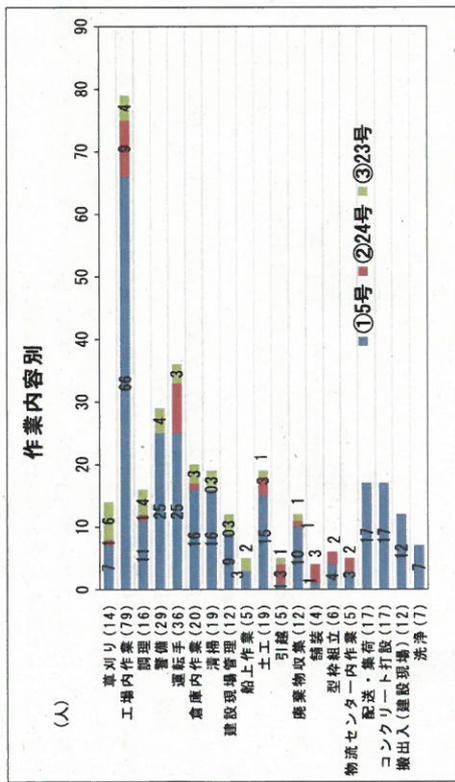
【グラフ7】

休業災害との関連では建設業、運送業、製造業が多く、特に運送業は多発の業種の中でも休業災害の割合が高い。(【グラフ8】)



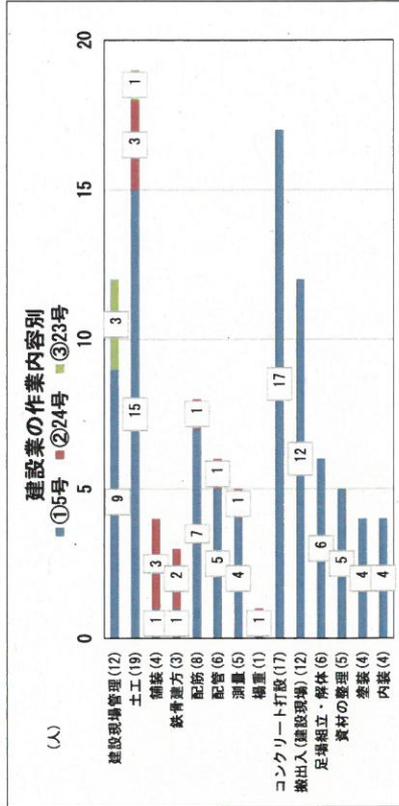
6. 作業内容について
 発症時の作業内容は多岐にわたるが、③が多い順に、かつ、③がない場合は②が多い順に見ると、「草刈り」、「工場内作業」、「調理」、「警備」、「運転手」、「倉庫内作業」、「土工」で重症化が多く、休業災害が多い。

発生の数は最多が「工場内作業」79人、比較的多数であるものは「運転手」36人、「警備」29人、「倉庫内作業」20人、「土工」19人、「清掃」19人である。(【グラフ9】)

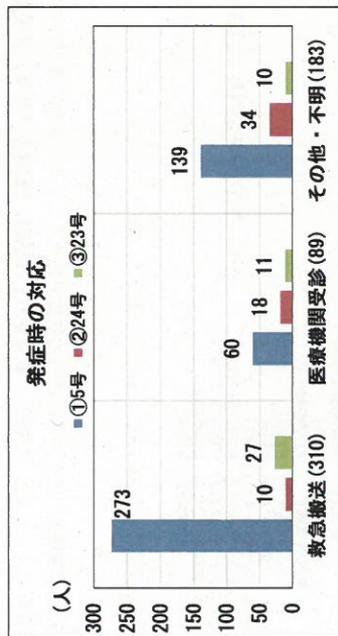


建設業は業種として熱中症に占める割合が大きく、中でも休業災害が出ている作業は「現場管理」、「土工」、「舗装」、「鉄骨建方」、「配筋」、「配管」、「測量」、「構置」である。

これらの作業は従事する労働者数が多いものもあるが、屋外が主となる作業が重症化しやすいと言える。また、「現場管理」は件数の割合に重症化が目立っており、令和元年に局内だけで唯一発生した熱中症による死亡災害は、現場管理補助業務に従事する労働者であった。(【グラフ10】)



7. 発症時の対応について
 医師の診察に至る時間が早いほど、熱中症は軽症で済む傷病と言えるので、発症時の対応を見たところ以下のとおりであった。なお、①はそもそも全てが医療機関で診察を受けた事案であるが、発生状況のみで医療機関に関する記載がないもの、診療費請求内訳書がないため診療の内容が確認できないものは②、③と同じく「その他・不明」に分類した。
 救急搬送の割合は、判明している範囲では①と③はほぼ同じである。全体として、救急搬送と通常診療の違いはあるが、異常を感じた場合に医療機関で診察を受けることは多くの場合に行われていると思われる。(【グラフ11】)



8. 熱中症重症化を防止するために
 不体災害を含めて熱中症による労働災害を分析した結果、重症化した事例（休業4日以上に至った事案）については、以下の点が認められた。
- ・熱中症の発生はその年の気象に左右されるが、7月、8月が重点的な発症期間である。
 - ・熱中症全体の傾向では午前中の発症が多いが、休業4日以上では14時台が多い。
 - ・被災者数が100人以上の20～50代を比較すると、休業4日以上は40、50代が多く、休業4日未満は20、30代が多い。40代以上の方が重症者は多い。
 - ・熱中症全体としては屋外作業が多いが、休業4日以上に限ると屋内の方が多。特に工場、温度や湿度の調節が困難な建物内は要注意箇所である。
 - ・休業4日以上以上の被災者の75%は建設業、製造業、運送業、商業、警備業、清掃・と畜業の労働者である。
 - ・作業内容では「草刈り」、「工場内作業」、「調理」、「警備」、「運転手」、「倉庫内作業」、「清掃」が多い。建設業は屋外作業、現場管理業務に重症化の危険が見られる。
- 熱中症重症化リスクをまとめると、
- 7、8月の夏季であること
 - 14時台の就労であること
 - 年齢が40代以上であること
 - 屋外、屋内に共に危険な要因はあること
 - 屋内なら工場内、又は、気温、湿度の調節が困難な環境であること
 - 建設業、製造業、運送業の業種であること
 - 従事する作業が「草刈り」、「工場内作業」、「調理」、「警備」、「運転手」、「倉庫内作業」、「清掃」、建設業の屋外作業及び現場管理であること
 - 異常時に医療機関の診察を受けるまで時間を要すること

熱中症による死亡災害を発生させないよう、以上に該当する点が多いほど重症化する危険も大きいことを、あらゆる機会を利用して周知して下さい。

資料 3

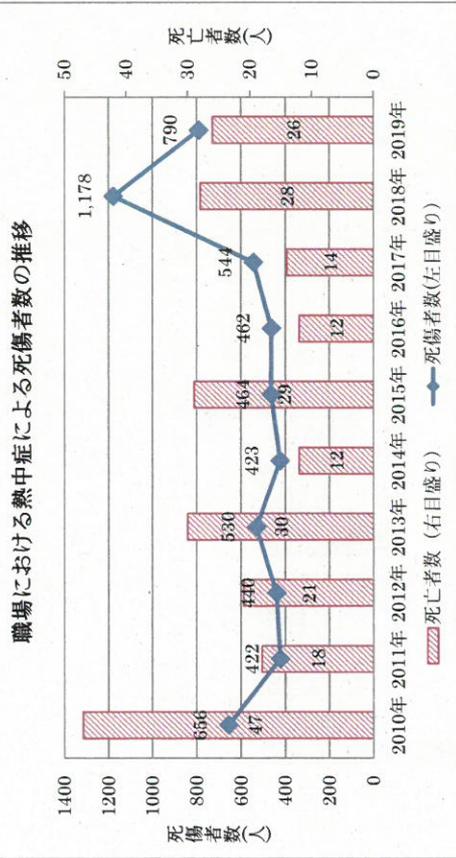
2019年職場における熱中症による死傷災害の発生状況
【全国の状況】(2020年1月15日時点速報値)

- 1 職場における熱中症による死傷者数の状況 (2010～2019年)
職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の業務上疾病者の数(以下合わせて「死傷者数」という。)は、2019年に790人となった。うち死亡者数は26人となっている。記録的な猛暑となった2018年と比べ、死傷者数、死亡者数とも減少となったものの、死傷者数に占める死亡者の割合は高まっております。熱中症による重篤な労働災害が跡を絶たない状況にある。
過去10年間(2010-2019年)の発生状況をみると、年平均で死傷者数591人、死亡者数24人となっており、2019年の死傷者数は、過去10年間で2018年に次いで多い。

職場における熱中症による死傷者数の推移 (2010年～2019年) (人)

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
死傷者数	656	422	440	530	423	464	462	544	1,178	790
(内)死亡者数	(18)	(21)	(30)	(12)	(29)	(12)	(12)	(14)	(28)	(26)

※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。



※ 2019年の数は、2020年1月15日時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。

2 業種別発生状況 (2015～2019年)

過去5年間(2015～2019年)の業種別の熱中症の死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の4割強がこれらの業種で発生している。

2019年は、死亡災害のうち10件が建設業において発生しており、建設業以外の16件では、製造業、警備業において多く発生している。製造業の内訳は食料品製造業、造船業、紙加工品製造業、ガラス・同製品製造業と多岐にわたっているが、警備業ではいずれも屋外で、建設・土木工事の交通誘導等に従事していた事例であった。なお、表中その他の内訳は、通信業、公園・遊園地、ゴルフ場、その他の事業であった。

また、死傷災害をみると、過去10年間で初めて建設業よりも製造業の方が多くなっていることが特徴的である。

熱中症による死傷者数の業種別の状況 (2015～2019年) (人)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・と畜業	農業	林業	その他	計
2015年	113 (11)	85 (4)	62 (1)	40 (7)	50 (0)	23 (2)	13 (1)	8 (0)	70 (3)	464 (29)
2016年	113 (7)	97 (0)	67 (0)	29 (0)	39 (1)	37 (1)	11 (1)	13 (1)	56 (1)	462 (12)
2017年	141 (8)	114 (0)	85 (0)	37 (2)	41 (0)	32 (1)	19 (2)	7 (0)	68 (1)	544 (14)
2018年	239 (10)	221 (5)	168 (4)	110 (3)	118 (2)	81 (0)	32 (1)	5 (0)	204 (3)	1,178 (28)
2019年	147 (10)	172 (4)	106 (2)	66 (4)	80 (1)	60 (0)	18 (0)	7 (0)	134 (5)	790 (26)
計	753 (46)	689 (13)	488 (7)	282 (16)	328 (4)	233 (4)	93 (5)	40 (1)	532 (13)	3,438 (109)

※ () 内の数値は死亡者数で内数である。
※ 2019年の数は、2020年1月15日時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。

3 月・時間帯別発生状況

(1) 月別発生状況 (2015~2019年)

2015年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の9割弱が7月及び8月に発生している。

2019年の死亡災害は6月から10月に発生し、6月は1名、7月は7名、8月は14名、9月は3名、10月は1名が死亡しており、例年に比べ8月以降が多い。死傷災害にも同様の傾向がみられる。

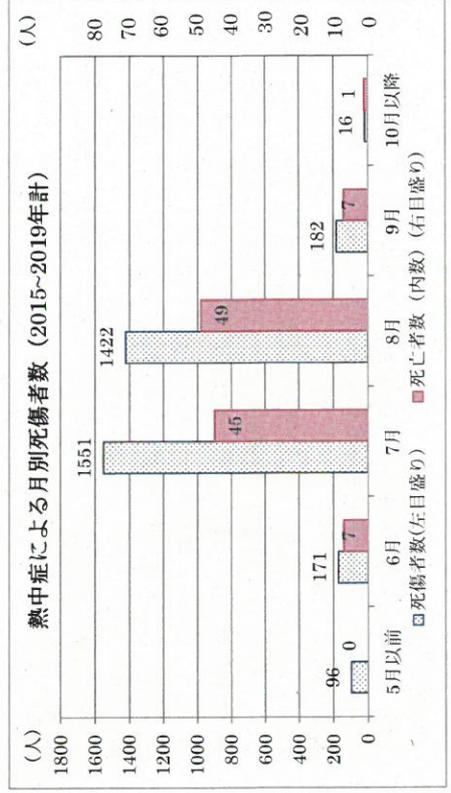
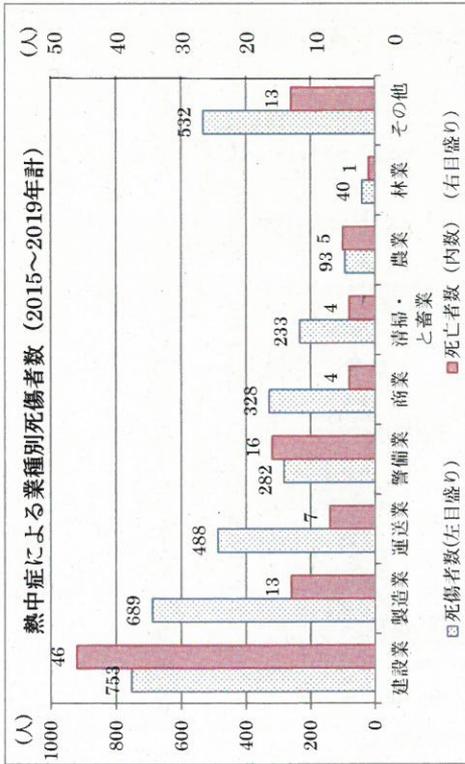
熱中症による死傷者数の月別の状況 (2015~2019年) (人)

	5月 以前	6月	7月	8月	9月	10月 以降	計
2015年	15 (0)	19 (2)	212 (10)	210 (16)	7 (1)	1 (0)	464 (29)
2016年	12 (0)	26 (2)	162 (2)	219 (6)	39 (2)	4 (0)	462 (12)
2017年	19 (0)	25 (0)	264 (9)	222 (5)	13 (0)	1 (0)	544 (14)
2018年	19 (0)	60 (2)	697 (17)	366 (8)	31 (1)	5 (0)	1,178 (28)
2019年	31 (0)	41 (1)	216 (7)	405 (14)	92 (3)	5 (1)	790 (26)
計	96 (0)	171 (7)	1,551 (45)	1,422 (49)	182 (7)	16 (1)	3,438 (109)

※ 5月以前は1月から5月まで、10月以降は10月から12月までを指す。

※ () 内の数値は死亡者数である。

※ 2019年の数は、2020年1月15日時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。



(2) 時間帯別発生状況 (2015~2019年)

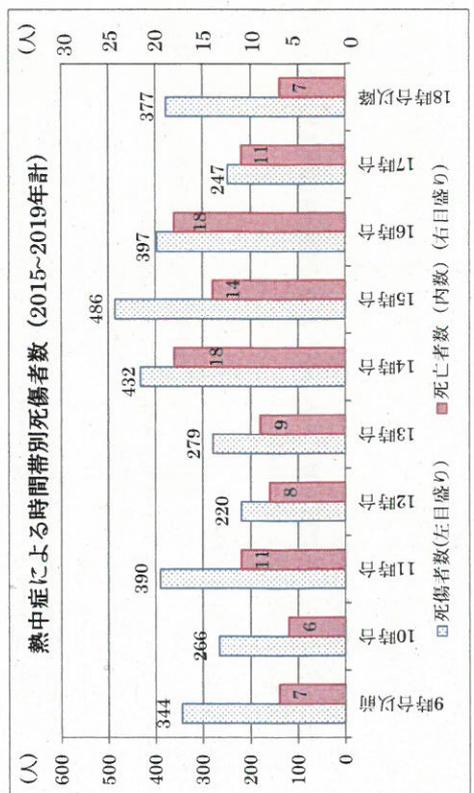
2015年以降の時間帯別の死傷者数をみると、11時台及び14~16時台に多く発生している。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見される。

	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以降	計
2015年	45 (0)	23 (1)	61 (3)	34 (2)	41 (3)	59 (6)	66 (3)	53 (5)	37 (4)	45 (2)	464 (29)
2016年	50 (1)	35 (0)	52 (2)	21 (0)	34 (1)	56 (1)	75 (2)	47 (3)	39 (1)	53 (1)	462 (12)
2017年	47 (0)	41 (1)	67 (3)	33 (1)	51 (0)	56 (1)	82 (2)	69 (4)	35 (2)	63 (0)	544 (14)
2018年	114 (5)	103 (1)	124 (1)	80 (4)	79 (1)	155 (4)	154 (4)	141 (6)	82 (0)	146 (2)	1,178 (28)
2019年	88 (1)	64 (3)	86 (2)	52 (1)	74 (4)	106 (6)	109 (3)	87 (0)	54 (4)	70 (2)	790 (26)
計	344 (7)	266 (6)	390 (11)	220 (8)	279 (9)	432 (14)	486 (18)	397 (18)	247 (11)	377 (7)	3,438 (109)

※ 9時台以前は0時台から9時台まで、18時台以降は18時台から23時台までを指す。

※ () 内の数値は死亡者数で内数である。

※ 2019年の数は、2020年1月15日時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。



4 2019年の熱中症による死傷災害の特徴

(1) 屋内作業での発症

2019年の死傷災害の26%は明らかに屋内で作業に従事していたと考えられる状況下で発生している。業種別の屋内災害の割合は、製造業で67%、商業で40%となっており、熱中症は、必ずしも屋外での作業でのみ発症しやすいわけではないことに留意が必要である。

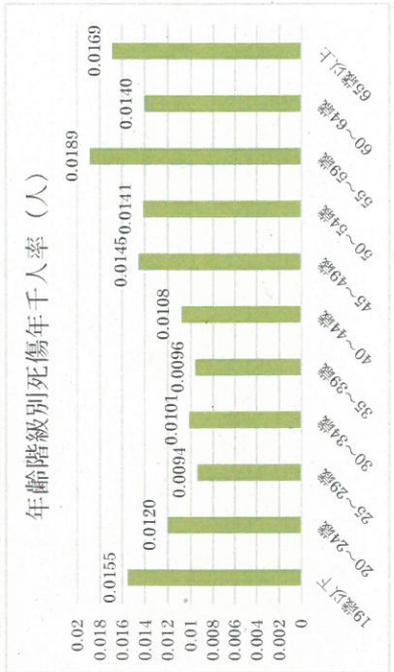
屋内作業においては、炉の近傍など特定の熱源から近いところでの作業で発生がみられる。また、特定の熱源がない場合も、高温多湿と考えられる室内環境において多く発生している。室内の冷房設備が故障した又は設定温度を大幅に高くした後熱中症を発生したとす事例も複数見られた。



※ 2020年1月15日時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。
※ 死傷災害のうち、明らかに屋内で作業に従事していたと考えられるもののみを計上している。

(2) 熱中症の発症と年齢との関係

年齢階級別に死傷年千人率を計算すると図のようになる。おおむね40歳代から熱中症発症率の高まりが見られ、最も高い55~59歳における死傷年千人率は、最も低い25~29歳の約2倍である。



5 2019年の熱中症による死亡災害の事例（速報（注1））

番号	月	業種	年代	気温 (注2)	WBGT値 (注3)	事案の概要
1	6	その他の食料品製造業	40歳代	25.8℃	25.1℃	早朝から工場の調理室において業務に従事し、体調不良による早退のため駐車場に向かったところ駐車場で倒れ、病院に搬送されたが2日後に死亡した。
2	7	道路建設工事業	30歳代	30.9℃	25.9℃	道路工事におけるアスファルト舗装工事として、路盤の転圧作業、アスファルト乳剤の散布作業等を行っていたところ、体調が悪くなったためトラックの運転席で休憩させた。意識がなくなったため病院に搬送したが翌日に死亡した。冬用の上着を着用していた。
3	7	警備業	50歳代	32.8℃	30.0℃	掘削土砂運搬経路において、堤防上を警備していたが、うつ伏せで倒れているところを通行人に発見された。救急車で病院へ搬送されたが、死亡した。
4	7	公園・遊園地	20歳代	28.7℃	25.2℃	遊園地において、午後から断続的に着ぐるみを着用して接客に従事していたが、午後7時30分頃から20分程度ダンス等の練習を行い、練習を終えて控室に戻る途中、自力で歩けなくなった。その後救急搬送された病院で死亡した。
5	7	運送業 一般貨物自動車	40歳代	35.3℃	32.6℃	荷主先においてトラックの荷台で養生作業を行っていたが、荷台でうずくまっていると発見された。救急搬送後、同日に死亡した。通気性の良くないインナー、ナイロンジャケット、帽子、マスクを着用していた。
6	7	ゴルフ場	60歳代	32.2℃	31.3℃	ゴルフ練習場内の草刈作業を行った後、芝刈機の調整作業を行っていた。気分が悪くなり、屋根のある場所まで休憩したものの体調が回復しなかったため救急搬送されて入院したが、当日の深夜に容体が急変し、16日後に急性心筋梗塞で死亡した。

※ 2020年1月15日時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。
 ※ 死傷年千人率は、死傷者数と雇用者数（「令和元年労働力調査結果」（総務省統計局）による）を用いて算出した。

- (3) 熱中症発症時の衣服
 死亡災害のうち、防護服や着ぐるみなど、熱中症発症時に通気性の悪い衣服を着用していた事例も見られた。
- (4) 熱中症の発見の遅れ
 倒れているところを発見されたなど、熱中症発症から救急搬送までに時間がかかっていると考えられる事例も複数あった。警備業などでは同僚ではなく通行人からの通報により救急搬送された事例も見られた。
- (5) 熱中症を原因とする二次災害
 熱中症の発症が、二次災害の発生につながる事例も見られた。熱中症により意識を失って転倒し、頭部や肩を強く打った事例、熱中症により高所から墜落した事例、車両の運転中に熱中症を発症し交通事故につながった事例などがある。これらの事例の中には、相対的な高所からの墜落や大型自動車による交通事故など、重篤な災害につながりかねない事例も含まれていた。

7	7	造船業	60 歳代	32.8℃	28.7℃	造船工場のドックにおいて、船体を高圧洗浄機により洗浄する作業に従事していた。20分間の休憩を取り、作業を再開したが、体調不良を訴えたため作業を中断したが、熱中症の疑いがあったため救急搬送したが、同日に死亡した。休憩前の作業においては作業着の上にナイロン製のガッパを着用していた。
8	7	業紙加工品製造	40 歳代	35.3℃	31.0℃	工場内で、終日製造作業に従事していたが、終業前の清掃作業時に倒れているところを同僚が発見された。救急搬送されたが、翌朝死亡した。
9	8	警備業	70 歳代	33.9℃	32.1℃	午前中から交通規制に伴う交通誘導業務を行っていたところ、屋過ぎに通行人に路上で倒れているところを発見され、病院に救急搬送されたが、3日後に死亡した。
10	8	警備業	40 歳代	32.1℃	30.0℃	工事現場で交通誘導員として工事用車両の搬出入の誘導を行っていた。午後2時頃、被災者の体調の異変を感じた同僚が休憩を指示し、休憩所に向かったが、25分後、別の同僚が休憩所へ向かう途中にある公衆トイレの前で倒れている被災者を見つけた。その後、救急車で病院に搬送されたが、死亡した。
11	8	業その他の建設	40 歳代	30.9℃	29.5℃	ボーリング作業に終日従事し、作業終了後の片付け作業中、熱中症を発症したため医療機関へ搬送されたが、9日後に死亡した。
12	8	業ガラス・同製品製造	40 歳代	32.5℃	27.1℃	工場内において、網入りガラスの四方に出ている網をサンダーで飛ばす作業の完了後、次の作業のため、移動台車に載ったガラスを取り出そうとした時、急に気分が悪くなり倒れた。その後、入院加療を続けていたが、2か月後に死亡した。
13	8	通信業	50 歳代	33.5℃	30.9℃	配達作業中に体調不良により配達先で動けなくなった。連絡を受けた同僚が急行し、社用車で病院に搬送したが、診察中に死亡した。

14	8	木土地事整理士	50 歳代	30.3℃	27.7℃	土地区画整理事業造成工事における施工管理の補助業務を終日実施した後、帰宅する途中で倒れたため、病院に搬送されたが8日後に死亡した。
15	8	一般貨物自動車運送業	40 歳代	33.8℃	31.1℃	貨物輸送員として、取引先事業場の工場において、重機による積込み作業を行っていたところ、体調を崩し、自ら本社に「手が痺れる」等報告を入れ、トラックで休憩していた。体調不良の連絡を受け、約30分後に同僚が様子を見に行ったところ、トラック内で意識を喪失しているところを発見され、救急隊が到着した際には心肺停止状態であった。救急搬送されるも回復せず死亡した。
16	8	事その他の建築工	50 歳代	32.6℃	31.5℃	ビニールハウス組立工事にあたり、脚立を利用し陸梁を取り付ける作業を行っていたところ、脚立に座り込み、その後ふらついた状態となった。病院に搬送したところ入院措置となり、17日後に死亡した。
17	8	その他の建築工事業	50 歳代	31.9℃	31.7℃	鉄骨の荷下ろし作業及び仮締め作業に従事していたところ、嘔吐したため休憩していた。同僚複数で昼食に行っていた際、食事をせずに車内で待機していたが、車外で意識を失っているところを発見され、医療機関に搬送されたが翌日死亡した。
18	8	築その他の建	40 歳代	35.1℃	31.3℃	施設の改修工事において、玄関の段差をはつり作業中、動きが鈍くなり同僚の声かけに応答しなくなったため、病院に搬送されたが4日後に死亡した。
19	8	通信業	40 歳代	35.9℃	33.3℃	配達業務中に路上で倒れているところを発見され、救急搬送されるも翌日に死亡した。
20	8	その他の建築工事業	30 歳代	32.8℃	29.4℃	午前中に住宅の外壁改修工事の足場解体作業を行い、昼休憩を取った後に解体した足場材をトラックの荷台へ積み込む作業を行っていたところ、具合が悪くなった。近くで休憩させていたがその後駐車場であぐまづまっていたところを発見され、病院に搬送されたが死亡した。

21	8	新聞販売業	40歳代	29.9℃	25.3℃	原付バイクで新聞配達を行っていたが、道路の脇にバイクと共に倒れていたところを、他社の新聞配達員に見送られた。搬送先の病院で治療を行ったが、2日後に死亡した。
22	8	業その他の建設	50歳代	32.5℃	30.2℃	上水道工事現場において上水道管の引込み作業を行い、午後2時に作業が終了したので自宅に帰宅した。その後、体調が悪くなったため家族が病院に搬送したが死亡した。
23	9	警備業	60歳代	30.0℃	29.8℃	高速道路上で通信ケーブル張替敷設工事に係る交通規制作業及び警備業務に従事した。警備終了後の交通規制撤去中、それまで資材車に同乗していた被災者が助手席から降りてこなかったため同僚が様子を確認したところ、助手席で意識を失った状態であった。応急処置の実施後、救急搬送されたものの、5日後に死亡した。
24	9	その他の事業・その他	40歳代	34.3℃	30.5℃	同僚と2名で、太陽光発電パネル設置工事の予定場所に自生する希少植物を探し、工事予定エリア外に移植する作業に従事していたが、同僚とはぐれ行方不明になった。捜索を続け、2日後付近の草むらの中で倒れて死亡しているのが発見された。
25	9	工事業家屋建築	50歳代	33.9℃	30.8℃	建設現場において、コンクリート打設作業を行っていたところ、コンクリート運搬中に倒れたため、救急搬送したが死亡した。
26	10	その他の建設業・その他	40歳代	30.2℃	28.8℃	アスベスト除去工事のため、所定の防護服を着用して、隔離養生前室内にある廃石綿入りの袋を運んでいたが、体調が悪くなった。作業服に着替えて休憩室で休むよう指示したが、休憩室に向かう途中で倒れているところを発見され、救急搬送されたが死亡した。

(注1) 2020年1月15日時点の速報であり、今後、内容が修正されることがあり得る。

(注2) 現場での気温が不明な事例には、気象庁ホームページで公表されている現場近隣の観測所における気温を参考値として示した。

(注3) 現場でのWBGT値が不明な事例には、環境省熱中症予防サイトで公表されている現場近隣の観測所におけるWBGT値を参考値として示した。

STOP! 熱中症

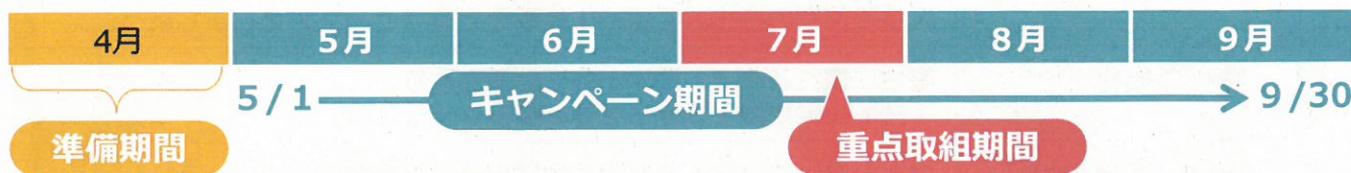
令和2年5月～9月

クールワークキャンペーン

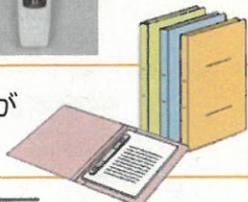
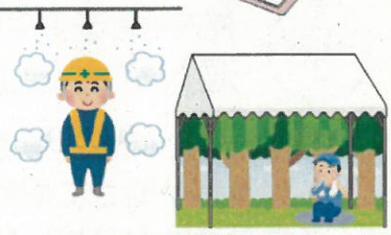
— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：令和2年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/>	<p>暑さ指数（WBGT値）の把握の準備</p> <p>JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>作業計画の策定など</p> <p>暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>設備対策・休憩場所の確保の検討</p> <p>簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>服装などの検討</p> <p>通気性のいい作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>教育研修の実施</p> <p>熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>労働衛生管理体制の確立</p> <p>衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>緊急事態の措置の確認</p> <p>体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。</p> 

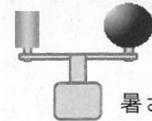
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置		<p>休憩！</p>
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え、暑さ指数に応じて作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしまししょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しまししょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

☐ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しまししょう。**
- 水分、塩分を積極的に取りましよう。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましよう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましよう。**



熱中症予防
その

1

水分・塩分は
こまめに補給!



熱中症予防
その

2

涼しい
ところで休憩!



みんなを防ごう! 熱中症

いつでもどこでもだれでも、条件次第でかかりやすいのが熱中症。特に労働をしているときなどは発症しやすく、症状が深刻なときは命の危険にさらされることもあります。正しい知識と適切な予防法があれば、未然に防ぐこともできるので、熱中症にかかる前からきちんと対策をして、暑い夏を乗り切りましょう。

熱中症予防
その

3

「おかしいな?」と思ったらすぐ報告!



熱中症が発生！ その時どうする？



応急手当 その1

涼しい場所に避難!



応急手当 その2

衣類をゆるめる



応急手当 その3

スポーツ飲料で水分補給!



応急手当 その4

身体を冷やそう!



WBGT値を活用しよう

WBGT値は「暑さ指数」ともいい、熱中症のリスクが判断できます。気温だけでなく、湿度や太陽から反射した熱（輻射熱）も考慮した値*です。

WBGT値のリスク区分(例)

注意	警戒	嚴重警戒	危険
25℃未満	25～28℃	29～31℃	31℃以上

WBGT値の状況と予測は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されています。作業開始前にチェックしましょう!

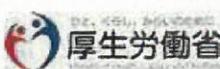
熱中症予防 プラス

- ①日頃からウォーキングなど軽い運動を行い、身体を暑さに慣らしておこう!
- ②作業中は、小まめに水分・塩分を摂ったり冷たいもので手足を冷やしたりしよう!



環境省 熱中症予防情報サイト

検索



熱中症についての情報はこちら

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>



～ 全国安全週間に向けて取り組む皆さまへ ～

新型コロナウイルス感染症対策について 十分留意しながら実施するようお願いします

◇全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施しています。本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いします。

「全国安全週間」 7月1日（水）から 7月7日（火）まで
「準備期間」 6月1日（月）から 6月30日（火）まで

次の「3つの密」を避けることを徹底し、全国安全週間の実施に取り組んでください。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

◇全国安全週間実施要綱の9（1）で、全国安全週間と準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げています。

◇特に、実施事項の中には、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」など、「3つの密」の場面になる事項もあります。

◇例えば、「大会や講演会などのイベント開催の中止または延期」、「多数が参加する安全パトロール、職場見学など社内行事の中止、延期または開催形式の見直し、参加者の限定」、「テレビ会議などの積極的活用」などの対応により、「3つの密」を避けて取り組んでいただくよう、お願いします。

◇職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、チェックリストを作成しました。チェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策をお願いします。

チェックリストはこちら →



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間



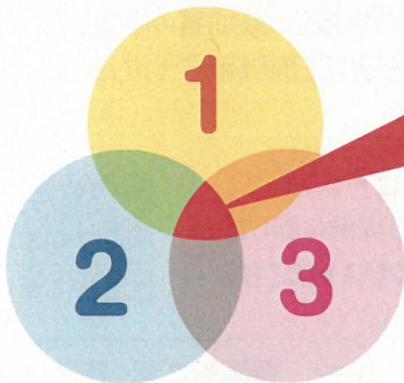
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。

